平成２３年（フ）第２３２１号
横浜市都筑区川和町102番地　ツインハイムエンドー303
債務者　嘉数ゆい子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３０号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目20番地11　フィリスタウン107
債務者　内田　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８９号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅17棟201号
債務者　伊藤　英朗
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０８４号
東京都八王子市上川町3793番地
債務者　久保　美沙（旧姓酒田）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２４２号
横浜市港北区大豆戸町1191番地　Ａ―103
債務者　栄谷　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１号
静岡県富士市原田743番地の２
債務者　中村みち乃
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４７３号
静岡県焼津市中里216番地
債務者　八木　祥子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８９号
静岡県湖西市鷲津3556番地　メインシャトー丸山101
債務者　クマツ　ミノルこと　クマツ　デニスミノル
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
静岡県浜松市浜北区横須賀1593番地　ＡＰタカハシ102、前住所静岡県浜松市浜北区東美薗20番地の２
債務者　竹内　**直樹**
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
岡山市東区南古都440番地11
債務者　中島　知哉
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９７号
岡山市中区桜橋１丁目３番32号　内田コーポⅡ201、旧住所岡山市中区湊341番地７　オーシャン201
債務者　高森　智子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
長野県小諸市御幸町２丁目３番10号
債務者　砥石　洋平
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２２０９号
横浜市金沢区六浦３丁目30番４号　グランデュール高舟台Ｂ―102
債務者　柏屋　理恵
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７３号
静岡市清水区旭町２番６号Ｃ＆Ｄ旭町503号
債務者　杉山　明美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１４号
東京都町田市中町２丁目６番20号石川荘
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部